

1、按毎の日給が本誌の趣に適合
 する結果、茲の紛争の解決
 一體正令附上、紛争を合六協其の趣の要求を承り、得
 就熟工三十三令の謝費謝費を懸由り日給三勝正令氏至
 俸給増給

- 1、謝費高給 一三三令(内寸庄令)
- 2、謝費人員 三三令
- 3、俸給取開 昭和十二年六月二十四日(四百圓)
- 4、株主の謝給 工給給給給給
- 5、謝給の懸給 名古屋市中區藤田町三三
- 6、謝給の懸給 藤田職工合給會給
- 7、謝給の懸給 藤田職工合給會給

同人 謝賜會名古屋出張所

財團 協調會名古屋出張所

- (イ) 日給壹圓以下一割七分五厘増し
 (ロ) 日給壹圓五十錢以下一割二分五厘増し
 (ハ) 貳圓以下一割増し
 (ニ) 貳圓以上七分五厘増し
- 2、請負單價を合理化す
 3、昇給は毎年六月一回とす
 4、賞與は毎年一回とす
 5、殘業手當は一時間毎に日給の五分の割合を以つて
 支給のこと

村山木取店争議の件

- 一、事業場名 村山木取店
- 一、所在地 名古屋市中區正木町三三六